

議員提出議案第3号

中小企業・小規模事業所の支援策の拡充を求める意見書

地方自治法第112条及び岩倉市議会会議規則第13条の規定に基づき、
上記の議案を別紙のとおり提出します。

令和7年9月30日

岩倉市議会議長 須藤 智子 様

提出者 岩倉市議会議員

木村 冬樹

賛成者 岩倉市議会議員

梅村 均

岩倉市議会議員

鬼頭 博和

岩倉市議会議員

大野 慎治

中小企業・小規模事業所の支援策の拡充を求める意見書

最低賃金の引き上げなど、労働者の賃金は上昇傾向にあるが、中小企業・小規模事業所では、人件費の上昇により経営が圧迫されるなど十分な対応が困難な状況が広がっている。

また、我が国は、欧米主要国と比べて男女間賃金格差が大きいことを踏まえ、所得向上を通じてその活躍を支えるための対策を講じているが、さらにその解消に向けた環境整備を推進する必要がある。

日本経済を活性化させるためにも、地域経済をけん引する中堅企業と、雇用7割を支える中小企業や小規模事業所の経営を強化することも求められており、雇用者の賃金の引き上げができるよう、政府が財政支援を行うことが肝要である。

よって、岩倉市議会は、政府に対して、中小企業・小規模事業所が賃金の引き上げができ、健全な経営が継続できるように支援策の強化を早期実現できるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和 年 月 日

岩倉市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣

